

第4章

私立学校の振興のために

point

第4章のポイント

我が国の私立学校へは、大学生の約8割、高校生の約3割、幼稚園児の約8割が通っています。各学校はそれぞれの建学の精神に基づく個性豊かな活動を展開し、我が国の学校教育の質・量両面にわたる発展に重要な役割を果たしています。

文部科学省は、このような私立学校の振興を重要な政策課題として位置付け、様々な振興方策を講じています。

具体的には、私立学校の教育研究条件の維持向上や学生やその保護者の経済的負担の軽減等を図るために、経常費補助を中心とする私学助成の確実な措置を図るほか、税制面についても各種特例措置を講じています。また、少子化の進展等により近年厳しさを増しつつある学校法人の経営環境を踏まえ、学校法人の経営改善努力を支援しています。

私立大学等の特色を活かせる支援の充実

〈背景〉

平成 17 年中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、「新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。」とされています。

〈私学助成における支援〉

文部科学省としては、私立の大学、短期大学、高等専門学校における個性や特色ある様々な教育研究の取組に対する支援を行っています。

私立の大学においては、学校規模や実施している取組も様々であり、必要としている補助ニーズも異なります。そのため、3つの申請ゾーンの中から、各大学等が自らの個性や機能に応じてゾーンを選択し(複数の機能を併有している場合には、複数のゾーンを選択可能)、選んだゾーンによって、支援の対象となるメニューが異なるという仕組みを導入しています。

◇3つの申請ゾーン

◎申請ゾーン A 地域社会のニーズにこたえる教育の推進

◎申請ゾーン B 個性豊かで多様な教育の推進

◎申請ゾーン C 教育研究活動の高度化・拠点の形成

◇多様なメニュー

申請ゾーンごとに設定されたメニューにより、各大学等における教育研究の取組を支援(図表 2-4-1)

◇各大学等における具体的な取組例

(メニュー概要)

○地域における社会貢献事業支援

【対象】

・地域の子育て環境の改善、ものづくり教育などの推進といった事業を主体的に実施する大学等。

【算定方法】

・所要経費の 1/2 以内の額を補助。

【取組例】

- ・地域の小学生と保護者が、脈拍や血圧などの生命徴候の取り方、救命救急蘇生手技の体験などを通じて生きていることを体験するとともに、車椅子移送、介助、救命救急センターなどの医療の現場を知ること、多くの人たちと協同して生きることの大切さを知る。
- ・地域の中학생や高校生が、自らの工夫でキットカーを改良・改造すること(塗装やタイヤ・ホイールの交換など)を通じて、自動車構造の面白さや奥深さを知り、創造性をはぐくむとともに、「ものづくり」への興味を誘う。

図表 2-4-1 平成 20 年度特別補助メニュー表

1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援	
メニュー	
○ 知の拠点としての地域貢献支援メニュー群	
地域知の拠点活性化支援	
地域における社会貢献事業支援	
地域教育コンソーシアム形成支援	
地域共同研究支援	
大学等施設の開放支援	
○ 就学機会の多様化推進メニュー群	
社会人の入学の推進	
編入学の推進	
専門学校卒業者の入学の推進	
帰国学生の入学の推進	
外国人留学生の入学の推進	
9月入学の推進	
障がい者の入学の推進	
○ 大学院教育研究高度化支援メニュー群	
大学院の基盤整備・拠点重点化支援	
リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等支援	
ティーチング・アシスタント支援	
○ 学部教育の高度化・個性化支援メニュー群	
教育・学習方法等改善支援	
短大・高専の教育組織の高度化支援	
単位互換の推進	
インターンシップの推進	
高大連携の推進	
外国大学等との学生の交流支援	
夜間部・通信教育等支援	
海外研修派遣支援	
○ 先端的学術研究推進メニュー群	
戦略的研究基盤形成支援事業	
研究施設・設備等運営支援	
研究連携コンソーシアム形成支援	
教員の流動化促進支援	
○ 高度情報化推進メニュー群	
情報通信設備(借入)支援	
教育学術情報ネットワーク支援	
教育学術コンテンツ支援	
教育研究情報利用支援	
2. 新たな学習ニーズ等への対応	
新規学習ニーズ対応プログラム支援経費	
授業料減免事業等支援経費	
3. 高等教育機関の質の確保	
多元的評価支援経費	
4. 特定分野の人材養成支援	
専門職大学院等支援経費	
看護師・社会福祉士・特別支援学校教員等養成支援経費	
5. 定員割れ解消等の改善に取り組んでいる大学等に対する支援	
定員割れ改善促進特別支援経費	

重要な役割を果たす私立学校

私立学校に在学する学生・生徒などの割合は、大学・短大で約8割、高等学校で約3割、幼稚園で約8割、専修学校・各種学校で9割以上となっており、私立学校は我が国の学校教育の発展に大きく貢献しています。また、グローバルな知識基盤・学習社会の中で、各私立学校は、多様化する国民のニーズ(需要)に応じた特色ある教育研究の推進が求められており、それぞれが建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開しています。このように、私立学校は、我が国の学校教育の発展にとって質・量両面にわたり重要な役割を果たしています。

このため、文部科学省は、私立学校の振興を重要な政策課題として位置付け、その教育研究条件の維持向上と在学する学生・生徒などの修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、次の施策をはじめとする振興方策を講じ、その一層の充実に努めています。

- ①教職員の人件費や教育研究に係る経費などの経常費や施設整備費に対する補助
- ②日本私立学校振興・共済事業団における貸付
- ③税制上の特例措置
- ④学校法人の経営改善支援

さらに、学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくため、平成17年4月1日から①学校法人における管理運営制度の改善、②財務情報の利害関係人への公開、③私立学校審議会の構成の見直しを主な内容とする改正私立学校法が施行されました。

各私立学校においては、それぞれの自助努力により、経営基盤の維持・強化を進め、教育研究内容や財務状況に関する情報公開を積極的に行いつつ、国民の要請にこたえる個性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待されています。

第2節

私立学校に対する助成

1 私立大学等に対する助成

(1) 経常費に対する補助

文部科学省は、私立の大学、短期大学、高等専門学校における教育研究に必要な経常的経費(教職員の給与費、教育研究経費など)について補助を行っています。この補助には、大きく分けて一般補助、特別補助があります。

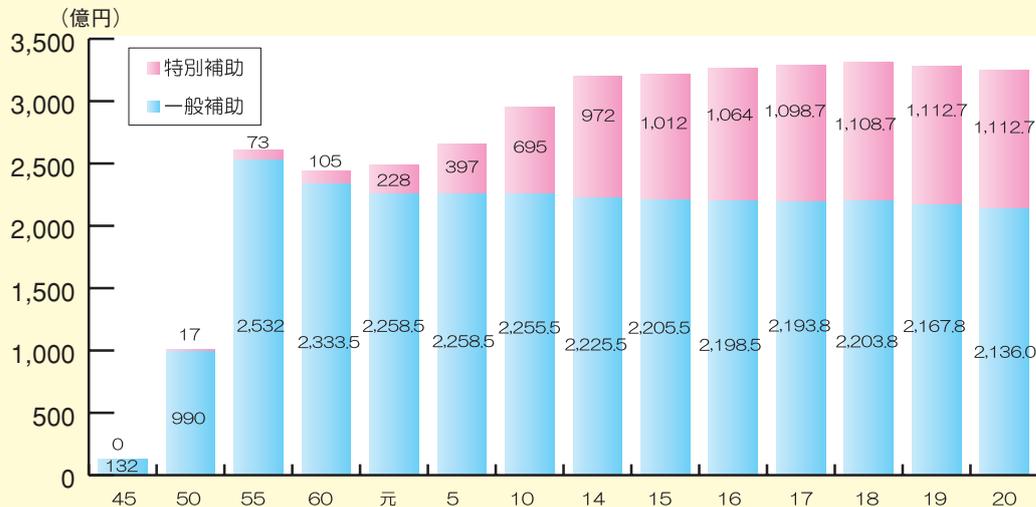
一般補助は、教職員の給与費や基盤的な教育研究経費、教職員の所定福利費、厚生補導費などを対象としています。配分に当たっては、①学生定員の管理状況、②専任教員一人当たりの学生数、③学生納付金の教育研究経費への還元状況などの客観的な指標に基づき、教育研究条件の整備状況に応じて配分額を調整し、効果的・効率的な配分を行っています。平成19年度より、各大学等の経営の効率化を促すため、定員割れ大学等への減額の強化を段階的に行っています。

特別補助は、各大学等の特色に応じた支援を行っています。平成20年度は、各大学等が特色を活かせるきめ細かな支援をより一層充実させました。また、経営の効率化や学校規模の適正化などの経営改善に取り組む大学等を支援するため、19年度より設けられた「定員割れ改善促進特別支援経費」を拡充させました。

平成20年度においては、約3,249億円の予算を計上しています(図表2-4-2)。

図表 2-4-2 私立大学等経常費補助金予算額の推移

	45	50	55	60	元	5	10	14	15	16	17	18	19	20
一般補助	132	990	2,532	2,333.5	2,258.5	2,258.5	2,255.5	2,225.5	2,205.5	2,198.5	2,193.8	2,203.8	2,167.8	2,136.0
特別補助	0	17	73	105	228	397	695	972	1,012	1,064	1,098.7	1,108.7	1,112.7	1,112.7
合計	132	1,007	2,605	2,438.5	2,486.5	2,655.5	2,950.5	3,197.5	3,217.5	3,262.5	3,292.5	3,312.5	3,280.5	3,248.7



(2) 施設・設備等の整備に対する補助

文部科学省では、私立大学などに対する施設・設備などの整備について、次のような補助を行っています。

- ① 私立大学が、各大学の経営戦略に基づいて行う研究基盤の形成を支援するため、研究プロジェクトに対して重点的かつ総合的に補助を行う「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」
- ② 学術研究や教育に必要な機器の整備に対する補助
- ③ 校舎などの耐震補強工事，アスベスト対策工事，バリアフリー化^{*1}工事に対する補助

平成20年度予算では、合わせて約223億円を計上しています。このうち、①、②に関する補助金の配分に当たっては、外部の学識経験者から構成される委員会において審査・選定を行っています。

2 私立高等学校等に対する助成

(1) 経常費助成費に対する補助

私立の高等学校，中等教育学校，中学校，小学校，幼稚園，特別支援学校の運営のための経常的経費については都道府県が助成しています。初等中等教育の全国的水準の維持向上のため，地方交付税措置が講じられているほか，文部科学省では，都道府県が行う経常的経費の助成(経常費助成費)などに対して国庫補助を行っています。国庫補助金の配分に当たっては，都道府県の助成水準に応じて配分し，都道府県における積極的な取組を促すよう配慮しています(図表2-4-3)。

平成20年度には，約1,039億円の国庫補助金を措置するとともに，地方交付税についても充実が図られています。

*1 バリアフリー化

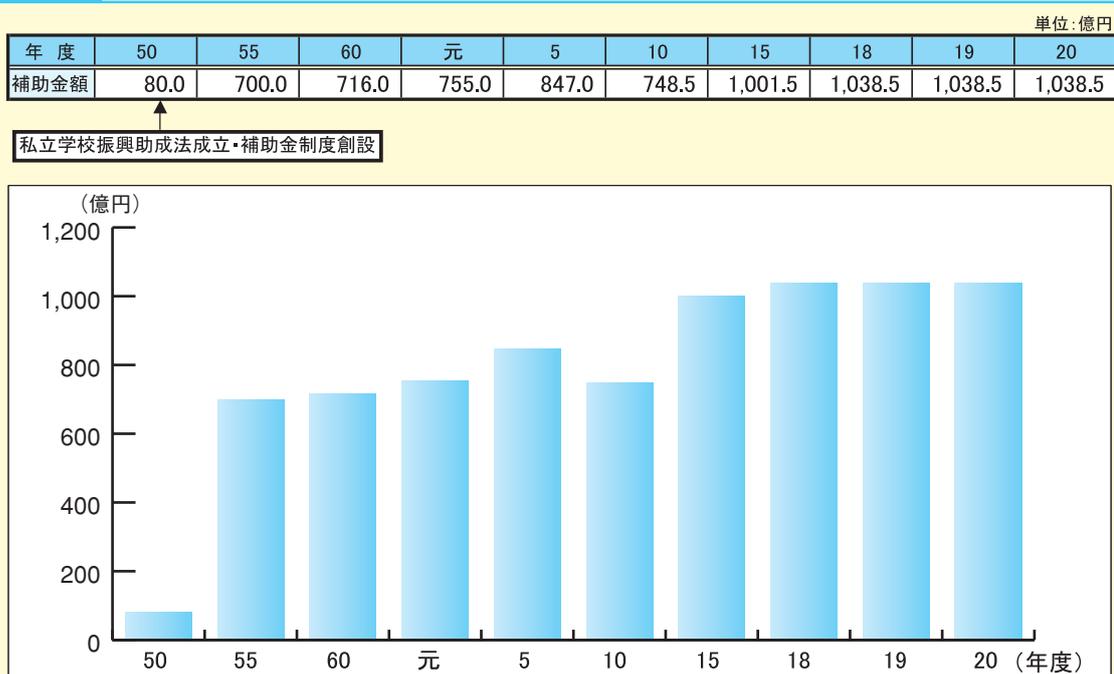
障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること(障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)より)。

国庫補助金については、少人数教育などきめ細かな学習指導の推進など豊かな心と確かな学力を身に付ける教育の推進に必要な経費に対する補助を行うことにより、私立高等学校などにおける教育条件の向上などを図っています。

また、社会人講師や補助教員などの活用に対する補助や幼稚園における預かり保育、子育て支援推進事業などの補助や、保護者の失職・倒産による家計急変や生活保護世帯を対象とした授業料減免措置に対する補助の充実も図っています。

なお、各都道府県は、経常費助成費の配分に当たり、教育条件の整備状況などに応じた傾斜配分や特別補助の実施により、私立学校の経営努力を促しつつ、特色ある教育が推進されるよう配慮しています。

図表 2-4-3 私立高等学校等経常費助成費等補助の推移



(2) 施設・設備の整備に対する補助

文部科学省では、私立高等学校などにおける校舎施設の機能をより高めることを目的として、

- ①校内 LAN, 施設のバリアフリー化などの改造工事
- ②耐震化など施設の防災機能・安全機能強化のための施設整備
- ③低炭素社会の実現に向けて環境へ配慮した施設づくりのための施設整備

などに対する補助を行っています。特に、平成 20 年の地震防災対策特別措置法の改正も踏まえつつ、20 年度第一次補正予算以降、地震による倒壊の危険性が高い(Is 値 0.3 未満)高等学校などの施設の耐震改修について、補助率の引き上げ(1/3 → 1/2)を行いました。文部科学省ではこれらの取組に対し、20 年度は約 51 億円を計上しています。また、IT 教育の充実を図るため、コンピュータなどの IT 教育設備の購入に要する経費の一部を補助する「私立高等学校等 IT 教育設備整備推進事業」を実施しており、20 年度は 10 億円を計上しています。

(3) 教員研修事業費等に対する補助

私立学校における教育指導の充実を図るため、(財)日本私学教育研究所が、私立高等学校などの新任教員を対象に実施する初任者研修事業費と 10 年経験教員を対象に実施する経験者研修事業費など

に要する経費の一部を補助しており、平成 20 年度は約 4,623 万円を計上しています。

3 私立学校施設高度化推進事業

現在、我が国の多くの私立学校施設で老朽化が進み、建て替え期に差し掛かってきています。

そのため、私立学校施設の高度化・近代化を計画的に推進し、教育研究条件の充実向上を図るため、日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けて実施される学校施設の改築事業について、貸付金利に応じた利子助成を行っています。具体的には、築 30 年以上の老朽校舎及び危険建物と認定された旧耐震基準の施設(昭和 56 年以前の建物)の改築工事が対象となります。

また、平成 15 年度からは、8 年度以前に実施された学校施設整備事業についても、教育方法などの改善計画の円滑な遂行を支援するため、その金利負担の一部を利子助成の対象としており、20 年度は合わせて約 12 億円を計上しています。

4 私立専修学校に対する助成

文部科学省では、専修学校がその柔軟な制度の下で、社会の多様なニーズに対応した実践的な職業教育、専門的な技術教育などを行う教育機関として発展していくため、様々な施策を実施しています。

専修学校(専門課程)における教育環境の充実を図るため、教育装置や情報処理関係設備の整備に要する経費の補助、教員研修に対する補助などの助成を行っています。また、意欲的に教育の向上に取り組む専修学校に対しては、即戦力となる人材の育成や教育水準の高度化など、社会的要請の高い課題に対応するための教育方法などの研究開発や、多様な人材育成のためのキャリアアップ教育プログラムの実施などを委託するなど、専修学校教育の一層の振興を図っています。

第 3 節 | 私立学校振興方策の充実

1 日本私立学校振興・共済事業団の事業

日本私立学校振興・共済事業団では、私立学校の教育の充実・向上と経営の安定、私立学校教職員の福利厚生を図るための振興・共済業務を総合的にを行っています。

私立学校振興のための施策として、文部科学省から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを私立大学などを設置している学校法人に交付しており、平成 20 年度の交付額は約 3,249 億円を予定しています。

さらに、私立学校の校地・校舎などの施設設備の整備などに必要な資金については、長期・低利の有利な条件で学校法人への貸付けを実施しており、平成 20 年度においては、総額約 600 億円の貸付けを計画しています。

また、私立学校教職員のための共済制度として、①加入者とその家族の病気・けが・出産・死亡又は災害などに対して給付を行う短期給付事業、②加入者の退職・障害又は死亡に対して年金の給付を行う長期給付事業、③病気の予防、病院や宿泊施設の運営、資金の貸付け、貯金の受入れなどを行う福祉事業を実施しています。

2 私立学校に関する税制

私立学校教育の振興などの観点から、次のような措置を含む種々の税制上の特例措置が講じられて

います。

私立学校を設置する学校法人については、法人税・事業税は収益事業から生ずる所得に対してのみ課税され、法人税は軽減税率が適用されています。また、学校法人が自ら直接保育又は教育のために使用する不動産に関しては不動産取得税・固定資産税・登録免許税が非課税とされています。

特定公益増進法人の証明を受けた学校法人に対する寄附金については、個人の場合には所得控除、企業などの法人の場合には一般の寄附金とは別枠で損金算入が認められています。個人が学校法人に寄附を行った場合については、平成19年分より所得控除の対象となる寄附金の限度額が引き上げられました。また、企業などの法人が学校法人に寄附を行った場合については、20年度より、法人税の損金算入限度額が引き上げられました。さらに、日本私立学校振興・共済事業団に対して支出された寄附金で、日本私立学校振興・共済事業団が、私立学校の教育研究に必要な費用・基金に充てられることなどを確認したもの(いわゆる受配者指定寄附金)について、法人が寄附した場合には、支出額の全額を損金算入することが認められています。

また、一定の要件を満たす学校法人に対し、相続財産をその申告期限までに寄附した場合には、その相続財産に係る相続税は非課税とされています。

各私立学校においては、これらの税制上の特例措置を積極的に活用して経営基盤強化の一助とし、魅力ある教育研究が進められています。

3 学校法人に対する経営改善支援

近年における少子化などの影響もあり、学校法人をめぐる経営環境は全体として厳しい状況にあります。平成20年度において入学定員を満たしていない私立学校が、大学で266校(約47.1%)、短期大学で243校(約67.5%)を占めています。各学校法人においては、新しい時代の要請に応じた学部・学科の見直しや特色ある教育研究活動の展開はもとより、経費の削減など経営の効率化を図り経営基盤の安定のための努力を積極的に行っていくことが求められています。

文部科学省としては、学校法人の経営に関する指導・助言のための事務体制の充実を図るとともに、学校法人運営調査などを活用した経営に関する指導・助言を行っています。日本私立学校振興・共済事業団においては、経営分析・経営相談体制の整備を図ってきました。

また、文部科学省が取りまとめた「経営困難な学校法人への対応方針について」(平成17年5月)を踏まえて、19年8月には日本私立学校振興・共済事業団から「私立学校の経営革新と経営困難への対応」について提言を受けています。文部科学省としては、引き続き、日本私立学校振興・共済事業団とも連携しつつ、学校法人の経営改善や再生などに向けた具体的な方策の検討を行うなど、学校法人の経営改善支援を進めていきます。

